

◎国民年金法等の一部を改正する法律

(平成二二年四月二八日法律第二七号)(衆)

一、提案理由(平成二二年四月一三日・衆議院本会議)

○藤村修君 たいだいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、障害年金制度について、受給者の生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害年金受給開始後に子または妻を有するに至った場合にも年金の額を加算しようとするものであります。

本案は、去る九日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二二年四月二一日)

○柳田稔君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額に加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ろうとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長藤村修君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。